

「元気な日本復活特別枠」要望に関するパブリックコメント
パーソナル・サポート・サービスに関する事業への意見

社団法人 日本社会福祉士会

※ 内閣府において「元気な日本復活特別枠」要望に関するパブリックコメントが求められましたので、「パーソナル・サポート・サービスに関する事業」について以下の意見を提出しました。

- 「長期失業などで生活上の困難に直面している人々を個別的・継続的・制度横断的に支える「パーソナル・サポート」」の導入にむけた事業の実施について賛同いたします。
- パーソナル・サポート・サービスについては、「当事者の抱える問題全体に対応する包括的支援の継続的なコーディネート」「当事者の側に立ち、問題解決の方向性を共有しながら自己決定を支える支援」「個人に対する働きかけと同時に必要な地域に対する働きかけ」等が提示されており、「福祉」「就労支援」「精神保健」「法律問題」「経済問題」について、制度横断的に「知識」「技術」等を取得し、関係機関と連携しながらその支援を進めることが想定されています。
- 一方、社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」の義務規定で「その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適正に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない」という誠実義務が規定されていること、また、社会保障審議会福祉部会「介護福祉士及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」（平成18年12月12日）において、社会福祉士の役割として「①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割」「②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することができない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割」「③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割」が提示されており、この内容はパーソナル・サポート・サービスの内容と重なると考えています。
- パーソナル・サポート・サービスを推進するにあたっては、その機能を担う人材が重要であるため、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士の積極的な活用をお願いいたします。

以上